

各事業において意見をいただきたい内容について(論点整理)

重層的支援体制整備事業では「Ⅰ相談支援」「Ⅱ参加支援」「Ⅲ地域づくりに向けた支援」の各事業の一体的な構築・実施が求められている。各事業を円滑かつ効率的・効果的に実施するためには、どのような点に着目、留意等していく必要があるのか、ご意見をお聞かせいただきたい。

1 各事業での意見をいただきたい内容について

(1) 包括的相談支援事業の導入に向けた現状認識

包括的相談支援事業では既存の相談支援窓口(最大4分野)の相談支援事業を合わせて実施することが必要とされ、その実施手法としては、直営又は委託での(A)統合型、(B)基本型の2パターン(※)が基本となる。

本市では分野ごとの相談件数に対応するため各相談支援窓口を充実させてきた。そのため、(A)統合型での実施には、既存窓口の再整理や各事業それぞれの人員配置基準を満たすことが必要となることで、新たな財源や人材確保といった課題が生じ、コロナ禍での財政的な制約が大きな足枷となる中では、ただちに統合型での実施は困難と考えている。

一方で、(B)基本型で実施する場合は、これまで以上に既存相談支援窓口間の連携が必要となるため、どのような点に着目、留意して進めていく必要があるかご意見をいただきたい。

※ 国は民生委員等の地域住民が担い手になる「地域型」も含め3パターンを想定しているが、本市においては専門機関を中心に相談支援を構築してきたため「地域型」を対象から外している。

(意見をいただきたい内容)

- ① 各分野の相談支援窓口間における相互の信頼関係及び連携の有効性等の共通理解を醸成するための、働きかけや動機付けを行う上での留意点や仕組みについて
- ② 各相談支援窓口の連携を効果的に進めためには、行政組織に連携を推進するための役割、権限をもった新たな組織が必要という認識で問題はないか。
- ③ 上記認識のもと、現時点では基本型での各相談支援窓口のネットワークの充実をはかっていると考えているがその認識で問題はないか、また将来的には、統合型を段階的に目指していくほうが良いのか。

圏域	圏域ごとの事業位置付け	役割や機能	関連既存窓口等(※)		設置形態(例)
			名称(力所数、人)	法上の位置付け等	主な○メリット/●デメリット
6地区圏域	包括的相談支援事業	○ 介護(地域包括)、障害(地域生活支援)、子ども(利用者支援)、困窮(生活困窮者自立相談支援)の相談支援に係る事業を一体的実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援を実施	南北保健福祉C福祉相談支援課(2)	自立相談支援事業	(C)統合型(ワンストップ型) ※ 既存の相談支援窓口(地域包括等)に他分野(最大4分野)の相談支援事業を合わせて委託し、包括的な相談支援を行う。 ○ 迅速な初期対応が可能 ○ 市民の利便性が高い(わかりやすさ) ● 一部の窓口のみ統合型にした場合には相談が丸投げされる可能性 ● 新たな人材の確保・育成が必要 ※4分野のうち、障害+高齢のように一部統合型も可能
			地域包括支援センター(委託:12)	地域包括支援センター	
			障害者相談支援事業所(委託:7)	障害者相談支援事業	
			南北保健福祉C障害者支援課(2)の一部		
			こども福祉課(1)	利用者支援事業(基本型)	
南北保健福祉C地域保健課(2)	利用者支援事業(母子保健型)	(D)基本型(ネットワーク型) 既存の相談支援窓口(地域包括等)に他分野(最大4分野)の相談支援事業を合わせて委託し、包括的な相談支援を行う。 ○ 既存の人材を活用できる ● 支援調整に時間がかかる ● 市民の利便性が低い(わかりにくい)			

類型	内容
基本型事業・拠点	○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○ 複数分野(最大4分野)における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。

(2) 多機関協働事業の実施に向けた現状認識

新たに法に位置づけられた多機関協働事業は、①重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関のサポート等を行うとともに、②必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援を行うことや、③複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める事業とされ、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たすことが期待されている。

事業構築にあたっては、庁内外の関係機関と連携して複雑、複合的な課題に対応するための権限や機能を持ち、参加支援や地域づくり支援と一体的に推進するための新たな組織体制が必要となる。

本市の南北保健福祉センターでは、保健と福祉の総合相談窓口として、「いくしあ」や包括支援担当課とも連携しながら、生活困窮、障害者、子どものトータル的な相談支援を担っていることから、南北保健福祉センターを中心とした多機関協働事業の構築が望ましいと考えている。

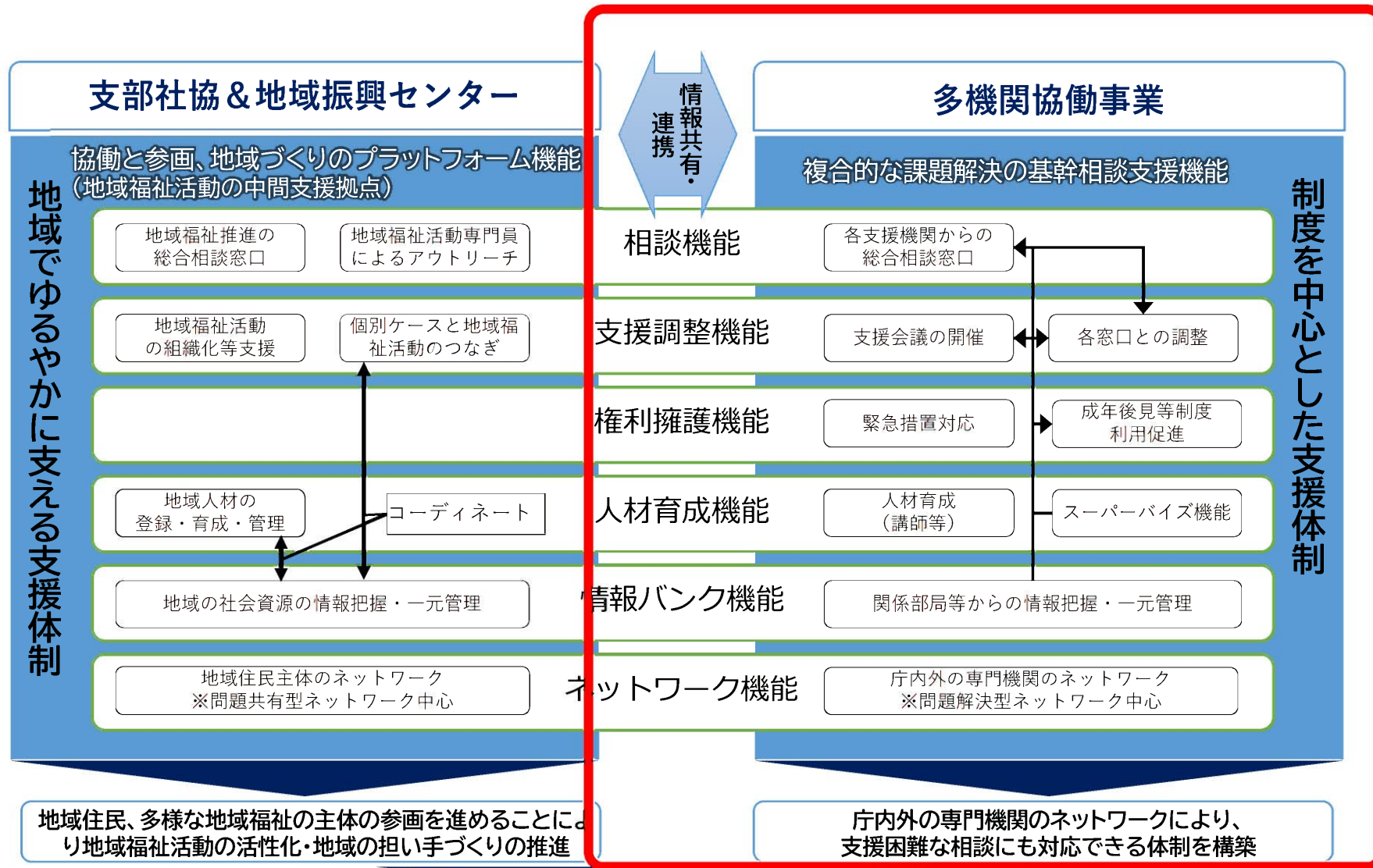
しかしながら、南北保健福祉センターではほとんどの相談に対応しているものの、現状では支援が見つからないから対応できない(断らざるを得ない)状況も存在する。そのため、市社協や地域課が進めている「地域づくり」とのつながりをさらに進め、「参加支援」を通じて、多様な社会資源の開拓や充実を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューにつないでいくことが求められている。

(意見をいただきたい内容)

- ① 多機関協働事業に求められる役割や機能、権限について(資料 5-1)
- ② 各相談支援窓口の連携促進だけでなく、地域づくりを担う市社協や地域振興センターの連携を推進させるために、どういった仕組や体制が必要か。

圏域	圏域ごとの事業位置付け	役割や機能	関連既存窓口等(※)		設置形態(例)
			名称(カ所数、人)	法上の位置付け等	主な○メリット/●デメリット
尼崎市全域	多機関協働事業(アウトリーチ+参加支援と一体実施)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多機関協働の中核機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能) 重層的支援会議の実施(同意有) ○ 個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなかり続ける伴走支援を中心的に担う機能 支援会議の活用(同意無) ○ 新たな社会資源の創出や地域に不足する資源の検討 	包括支援担当課(1)	基幹型センター機能	(A) 統合型(基幹型) 新たに各分野の専門職員を配置した統合型の組織を設置する。 ○ 迅速な初期集中対応が可能 ○ 全分野のスーパーバイズ機能が高い ● 相談が丸投げされる可能性 ● 新たな人材の確保・育成が必要
			南北保健福祉C障害者支援課(2)の一部	基幹相談支援センター機能	
			子どもの育ち支援センター(1)	市区町村子ども家庭総合支援拠点(予防・寄り添い機能、在宅支援機能)	(B) 基本型(ネットワーク型) 既存の組織を多機関協働事業に位置付け、複合的な課題に応じて各専門機関を招集する。 ○ 既存の人材を活用できる ● 支援調整に時間がかかる ● 全分野のスーパーバイズ機能が低い
			保健所・保健センター(1)	地域保健法	

以上



市、社協の双方がそれぞれの適切な役割分担のもと有機的に連携することで、フォーマルサービスと地域福祉活動をはじめとしたインフォーマルサービスなどの様々なサービスが包括的に提供でき、あらゆる個別の生活・福祉課題に対して解決策を提示していくことが期待できる。